

第5章 特定事業計画

1. 事業の目標年次

- ・公共交通特定事業については、「見附市地域公共交通総合連携計画」でも取組むべき事業として既に検討が進んでいることから、平成22年度を事業完了の目標年次とします。
- ・公共交通特定事業以外の事業については、基本構想の最終年次である平成31年度を事業完了の目標年次とします。

2. 特定事業整備方針

(1) 公共交通特定事業（公共交通事業者が実施する特定事業）

①見附駅の移動円滑化（鉄道事業者）

見附駅では、改札内の障がい者多機能トイレや点字運賃表の設置等バリアフリー設備について整備を図ってきました。

駅構内の改札口・ホーム等の主要施設間の移動経路について、高齢者・障がい者等をはじめとした駅利用者が安全で円滑に移動できるよう、バリアフリーの施設整備を進めます。

【主な整備内容】

- ・エレベーターの設置
- ・移動経路の段差解消

②バスの利用環境の改善（バス事業者）

高齢者・障がい者等が安心・安全に利用できるようバス車両の低床化を進めます。

【主な整備内容】

- ・ノンステップバスの導入

(2) 道路特定事業（道路管理者が実施する特定事業）

生活関連経路については高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、『道路移動等円滑化基準』への適合に努めます。また、冬季のバリアフリー対策として、歩道除雪の充実や融雪による水溜りへの対策に努めます。

【主な整備内容】

- ・歩道の有効幅員の確保
- ・歩道の勾配改善
- ・横断部での段差解消
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置

『道路移動円滑化基準』の概要

- 歩道の有効幅員：2m（歩行者が多い場合3.5m）
 - ※2mの確保が著しく困難な区間については、1.5mで可
- 横断勾配：原則1%以下（透水性舗装以外、やむを得ない場合は2%以下）
- 縦断勾配：原則5%以下（やむを得ない場合8%以下）
- 車両乗り入れ部：平坦部の幅員2m以上
- 視覚障がい者誘導ブロックの設置
- 舗装：原則透水性舗装
- 歩道・車道の分離：縁石の高さ15cm以上
- 歩道の高さ：5cmを標準
- 縁端部構造：段差2cmを標準段差に接続する部分は車いすが転回できる構造（平坦部）

（3）交通安全特定事業（公安委員会（県警）が実施する特定事業）

高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、信号機等の交通安全施設の整備に努めます。

【主な整備内容】

- ・バリアフリー対応型信号機への改良

バリアフリー対応型信号機とは

高齢者や障がい者等が安全に道路を横断できるよう音で知らせたり、歩行者用信号の青時間を延長したりする機能を有する信号機。